

告 示

埼玉県告示第千三百五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があつた。

令和六年十二月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

| 名称                     | 所在地            | サービスの種類 |          | 廃止年月日      |
|------------------------|----------------|---------|----------|------------|
| 居宅介護支援事業所はまゆう          | ふじみ野市上福岡六―四―五  | 居宅介護支援  |          | 令和六年八月三十一日 |
| 本庄市児玉郡医師会立訪問看護ステーション   | 本庄市小島六―八―八     | 訪問看護    | 介護予防訪問看護 | 令和六年八月一日   |
| 医療法人社団真心会 まごころケアステーション | 所沢市小手指町三―二二―一二 | 訪問看護    | 介護予防訪問看護 | 令和六年一月一日   |